（前のページより続き）

○端末設備等規則の規定によることが著しく不合理な移動電話端末等及びその条件を定める件の一部を改正する件（同四四八）　四四
○端末設備等規則の規定に基づく移動電話端末等の送信タイミングの条件等を定める件の一部を改正する件（同四四九）　四四
○端末設備であって電波を使用するもののうち、利用者からの接続の請求を拒めないものを定める件の一部を改正する件（同四五〇）　四四
○端末設備等規則の規定に基づく識別符号の条件等を定める件の一部を改正する件（同四五一）　四四
○端末機器の技術基準適合認定等に関する試験方法を定める件の一部を改正する件（同四五二）　四四
○インターネットプロトコル電話端末及び専用通信回線設備等端末の電気的条件等を定める件の一部を改正する件（同四五三）　四四
○福島県双葉郡浪江町の特別地域内除染実施計画を公告する件（環境一六八）　四五

〔公　告〕

諸事項

裁判所　四五
破産、免責、再生関係

特殊法人等　四五
独立行政法人産業技術総合研究所特定計量器型式承認、ＥＴＣシステム利用規程の改正、日本弁護士連合会懲戒の処分関係　四五

地方公共団体　四五
教育職員免許状失効、行旅死亡人関係

会社その他　四五

会社決算公告　四五

省　令

○総務省令第九十八号

地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）第十五条第一項及び第二項の規定に基づき、特別交付税に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年十二月五日

総務大臣　樽床　伸二

特別交付税に関する省令の一部を改正する省令

特別交付税に関する省令（昭和五十一年自治省令第三十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号の表第一号中「三〇五、〇〇〇円」を「三三六、〇〇〇円」に改め、同表第四号中「三二四、〇〇〇円」を「三二五、〇〇〇円」に改め、同表第十号中「二七〇円」を「二五三円」に、「一六六円」を「一六四円」に改め、同表第十一号一中「次号から第六号まで」を「以下この号」に改め、「前年度の三月三十一日現在における」及び「、同日現在において休診している病院の病床」を削り、「結核病床又は」を削り、「（医療法第七条第二項」の下に「として総務大臣が調査した数」を加え、「結核病床等」という」を「同じ」に、「として結核病床等」を「として精神病床」に、「一、二三〇、〇〇〇円」を「一、二六三、〇〇〇円」に、「八二〇、〇〇〇円」を「八四二、〇〇〇円」に、「の数（第一号中欄のただし書において加えた結核病床の数を除く。）」を「（医療法第七条第二項第三号に規定するものをいう。以下同じ。）の数」に、「一、〇九三、〇〇〇円」を「一、三六二、〇〇〇円」に、「八七四、〇〇〇円」を「一、〇四五、〇〇〇円」に、「及び結核病床等」を「、結核病床の数及び精神病床」に、「五〇〇、〇〇〇円」を「四四〇、〇〇〇円」に改め、同号二中「二一、六一三、〇〇〇円」を「一三、一二五、〇〇〇円」に改め、同号三中「一四四、六二五、〇〇〇円」を「一三六、八九六、〇〇〇円」に改め、同号四中「総務大臣が調査した」に改め、「（都道府県知事に届け出を行う予定の新生児特定集中治療室又は総合周産期特定集中治療室を含む。）」を削り、「四、一四二、〇〇〇円」を「四、三〇三、〇〇〇円」に改め、「（右欄の括弧書において加えた数を除く。）」を削り、「三、三一四、〇〇〇円」を「三、四四二、〇〇〇円」に、「二、二六一、〇〇〇円」を「二、二七四、〇〇〇円」に、「一、八〇九、〇〇〇円」を「一、八一九、〇〇〇円」に改め、同号五中「専用のもの」を「専用の病床の数」に改め、「病床の前年度の三月三十一日現在における」を削り、同号六中「総務大臣が調査した」を削り、「前年度の三月三十一日現在における」を「数として総務大臣が調査した」に改め、同表第十二号中「三八〇、〇〇〇円」を「四三〇、〇〇〇円」に、「七五〇、〇〇〇円」を「八五〇、〇〇〇円」に改め、同表第十四号中「一六六円」を「一六四円」に改め、同表第十八号中の表を次のように改める。

区分	額
当該年度の四月一日現在における文部科学大臣の指定、登録又は選定に係る文化財	
重要文化財のうち建造物であるもの	二九〇、〇〇〇円
重要文化財のうち建造物以外のもの	一〇、〇〇〇円
登録有形文化財のうち建造物であるもの	一〇、〇〇〇円
重要伝統的建造物群保存地区	一、三〇〇、〇〇〇円
重要無形文化財（選定保存技術を含む。）	三七〇、〇〇〇円
重要有形民俗文化財及び重要無形民俗文化財	八〇、〇〇〇円
史跡名勝天然記念物	二九〇、〇〇〇円
当該年度の五月一日現在における文化財保護法第百八十二条の規定に基づく当該道府県の条例により指定された文化財	
建造物	二三〇、〇〇〇円
美術工芸品	一〇、〇〇〇円
無形文化財（選定保存技術を含む。）、民俗文化財及び記念物	五〇、〇〇〇円